

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例

四日市市印鑑条例（昭和59年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条の規定により<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたもの<u>又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものに限る。以下「移動端末設備」という。）を所有して</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条の規定により<u>利用者証明用電子証明書</u>の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたものは、個人番号カードを使用し、多機能端末機（四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

いるものは、個人番号カード又は移動
端末設備を使用し、多機能端末機（四
日市市の電子計算組織と電気通信回線
により接続された民間事業者等が設置
する端末機で、当該端末機の操作によ
り各種証明書を自動的に交付する機能
を有するものをいう。）を自ら操作す
ることにより印鑑登録証明書の交付を申
請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（市民生活部市民課）